

(介護予防) 通所介護事業者 様
(介護予防) 認知症対応型通所介護事業者 様

福岡市保健福祉局高齢社会部高齢者サービス支援課

「指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に
指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の
事業の人員、設備及び運営に関する福岡市指針等の
解釈通知 (Q & A) の一部改正について (通知)」

日頃より本市の保健福祉行政にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成27年5月1日付保高第160号で発出の「指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する福岡市指針について (通知)」について、主な質問と回答をQ & Aとして追加しましたので、必ずご確認のうえ、関係職員への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようお願いいたします。

記

1. 通知の施行日

平成27年10月 1日

2. 一部改正の箇所

(1) 解釈通知 (Q & A)

変更前	変更後
(新設)	(近隣地の別建物) 問： <u>新たな届出の対象となった「近隣地の別建物」の「近隣地」とは、どこまでの範囲・距離をいうのか。</u> 答： <u>具体的な定めはありませんが、指定通所介護事業所等の利用者が利用するものについては、移動時間 (距離) の長短にかかわらず、届出してください。</u> <u>なお、このとき、移動時間 (距離) は、利用者の体調面への負担を考慮したものとしてください。</u>
(新設)	(高齢者住宅の空床利用時の届出) 問： <u>住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅 (以下「高齢者住宅」という。) の空床を利用して短期で宿泊させるものは、お泊まりデイサービスとしての届出は必要か。</u>

<p>(新設)</p>	<p><u>答： 指定通所介護事業所と同一建物内、同一敷地又は近隣地の別の建物にあって、他に用途が定められていない部屋等（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条に規定する有料老人ホーム等、他の制度の区画としていない部屋等をいう。ただし、指定通所介護事業所等の利用者が利用するものに限る。）を届出の対象としております。</u> <u>したがって、高齢者住宅の空床を利用して短期で宿泊させるものは、お泊まりデイサービスとしての届出は不要です。</u></p> <p><u>(指定通所介護等の利用料等の受領)</u></p> <p><u>問： 長期宿泊者について、区分支給限度額を超えた場合など、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した場合の利用料等の受領はどのように取扱うことになるのか。</u></p> <p><u>答： 利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、一方の管理経費を他方へ転嫁するなどの不合理な差額を設けてはなりません。</u> <u>なお、区分支給限度額を超えるサービス提供が必要と判断される場合は、要介護の区分変更の申請を行うことも検討してください。</u></p>
-------------	--

3. 本市ホームページへの掲載（予定）場所

福岡市指針・届出（様式）の内容や留意事項等については、後日、本市ホームページに掲載する予定ですので、ご確認ください。

http://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/sesakusuishin/00/05/5-010115_2_3.html

HOME > くらし・手続き・環境 > 高齢・介護 > 事業者の方へ

> 事業者の方へ > お知らせ > お泊まりデイサービスへの今後の対応等について

【問い合わせ先】

福岡市 保健福祉局 高齢社会部

高齢者サービス支援課 居宅サービス係

担当：松田

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1 12階⑥番

Tel：092-711-4257 Fax：092-726-3328

E-mail：kyotaku@city.fukuoka.lg.jp